

別紙様式 1

法令適用事前確認手続 照会書

2023年8月15日

出入国在留管理庁参事官室長 殿

照会者名

住所

代理 人 名

法人の住所

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記 6において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第 9 条第 1 項

出入国管理及び難民認定法第 20 条第 3 項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

「特定技能 1 号」の在留資格変更許可申請をするにあたり、特定技能所属機関と登録支援機関が支援委託契約を締結し、特定技能外国人の生活支援を全部委託する場合、登録支援機関が、日本全国にある提携契約を締結した代理店の担当者を登録支援機関の常勤の支援担当者として選任し、登録支援機関の指揮命令下に置いた職員として、生活支援を実施することは、適合 1 号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準を満たしたものと判断され、在留資格変更許可が認められるのか確認したい。

また、生活支援の中で、事前ガイダンス、生活オリエンテーションの実施が義務的支援とされており、実施方法は、対面またはオンラインでの実施が許容されているところ、事前に収録した動画をオンライン上で、特定技能外国人に視聴してもらい、動画内で疑問が生じた際には、チャット機能を利用して、特定技能外国人の母国語でリアルタイムに質問をすることができる方法で実施した場合、上記の基準を満たしたものと判断され、在留資格変更許可

が認められるのか確認をしたい。

3 上記 1 の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

特定技能外国人受入れに関する運用要領によると、支援担当者は、登録支援機関の役員または職員であり、常勤が望ましいとされており、職員の契約形態については、委任契約、請負契約等の雇用契約以外にも認められているとの見解が示されている。（職員の契約形態については、出入国在留管理局の入国審査官による回答）上記 2 では、支援担当者との契約締結時に、登録支援機関の指揮命令に服し、登録支援機関の管理のもと、生活支援の実施を行うことを明確にし、支援の実施状況が、登録支援機関に逐一報告されるよう、義務づけることを想定している。そのため、上記運用要領の趣旨を逸脱するものではないと考える。

また、上記運用要領では、事前ガイダンス、生活オリエンテーションの実施は、本人であることの確認を行った上で、実施することが求められ、文書の郵送や電子メールの送信のみによることは認められていないとされているところ、上記 2 では、支援担当者がオンラインで、本人確認を行った後、特定技能外国人の母国語にて、事前に収録した動画を配信したものを特定技能外国人が視聴するものである。視聴時間はすべて記録として残すことが可能であり、特定技能外国人が、動画視聴中に疑問が生じた際は、リアルタイムで、母国語によるチャットを利用した質問が可能である。そのため、上記運用要領の趣旨を逸脱するものではないと考える。

よって、適合 1 号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準を満たしたものと判断され、在留資格変更許可は認められると考える。

4 公表の延期の希望（※ 本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。）

(1) 理由

(2) 公表可能時期

5 口頭による回答の可否

否

6 照会者名の公表を希望しません

7 連絡先

(1) 郵便番号 [REDACTED]

(2) 住所 [REDACTED]

(3) 照会者名又は代理人名 [REDACTED]

(4) 電話番号・FAX番号

(5) 電子メールアドレス

